

環境俱楽部「しまえっこ」 規約

<名称>

第1条 本団体は、環境俱楽部「しまえっこ」と称する。

<設立>

第2条 本団体は平成13年12月26日を設立日とする。

<目的>

第3条 本団体は、環境についての勉強、及び清掃活動などボランティア活動への主体的で積極的な参加を目的とする。

<会計>

第4条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。

なお、年度始めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

<会費>

第5条 会費は、一人当たり年額500円とし、新年度4月中に徴収することとする。

但し、年度途中に参加したものは入会後1ヶ月以内に納入することとする。

<役員>

第6条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。ただし再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等あるとき若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

<決議>

第7条 本規約の定めない事項については全部員の多数決により決する。

<改廃>

第8条 本規約は、全部員の多数決により改廃される。

附則

この規約は、平成13年12月26日から施行する。

この規約は、一部を改訂し、平成28年4月27日から施行する。